Sony Financial Holdings

平成 25 年 10 月 31 日

会　社　名　　ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　　井　原　　勝　　美
（コード番号：8729　東証第一部）

平成 26 年３月期 第２四半期連結累計期間決算速報のお知らせ

当社の親会社であるソニー株式会社は、本日、米国会計原則に基づく 2013（平成 25）年度第２四半期（平成 25 年７月１日～平成 25 年９月 30 日）の決算発表を行う予定ですが、その中で当社および当社グループを含むソニーグループの金融分野にかかる米国会計原則に基づく財務情報が開示される予定です。

当社および当社グループの日本会計基準に基づく決算手続きは未だ完了しておりませんが、当社株主をはじめ投資家の皆様に対して当社より適時・適切な情報開示を積極的に行うため、当社の平成 26 年３月期第２四半期連結累計期間（平成 25 年４月１日～平成 25 年９月 30 日）の決算速報を以下のとおり、お知らせいたします。

なお、当社の平成 26 年３月期第２四半期連結累計期間の決算発表は平成 25 年 11 月 15 日を予定しております。

記

１．平成 26 年３月期第２四半期連結累計期間 決算速報【連結】

	平成25年3月期第2四半期連結累計期間（実績） （平成24年4月1日～平成24年9月30日）	**平成26年3月期第2四半期連結累計期間（速報） （平成25年4月1日～平成25年9月30日）**
経　常　収　益	5,470 億円	**6,107 億円**
経　常　利　益	331 億円	**368 億円**
中　間　純　利　益	197 億円	**208 億円**
１　株　当　た　り 中　間　純　利　益	45.35 円	**48 円**

【参考】自己資本※　平成 26 年３月期第２四半期末 4,367 億円　総資産　83,613 億円

※ 自己資本は、純資産合計額から少数株主持分を控除した金額を表示しています。

（注）経常収益、経常利益および中間純利益の各欄に記載の金額は、億円単位未満を切り捨てて表示しています。
平成 26 年３月期第２四半期連結累計期間（速報）における１株当たり中間純利益については、円単位未満を切り捨てて表示しています。

２．連結業績変動の主たる要因

平成 26 年３月期第２四半期連結累計期間（平成 25 年４月１日～平成 25 年９月 30 日）の連結経常収益は、生命保険事業、損害保険事業、および銀行事業のすべての事業で増加し、前年同期比 11.7%増の 6,107 億円となりました。経常利益は、生命保険事業においては横ばいとなったものの、損害保険事業および銀行事業において増加し、前年同期比 10.9%増の 368 億円となりました。中間純利益は、前年同期比 5.9%増の 208 億円となりました。

事業別の主な内容は、次のとおりです。

生命保険事業　：保険料率改定の影響により一時払保険料などが減少したものの、保有契約高の堅調な推移により保険料等収入は増加しました。資産運用収益は市況回復にともない特別勘定の資産運用損益が改善したことにより増加しました。その結果、経常収益は主に資産運用収益の増加により、前年同期に比べ増収となりました。経常利益は、標準利率改定の影響により責任準備金繰入額が増加した一方で、逆ざやの解消や変額保険の最低保証に係る責任準備金繰入額の減少などにより、前年同期比ほぼ横ばいとなりました。

損害保険事業　：主力の自動車保険を中心に正味収入保険料が増加したことにより、経常収益は前年同期に比べ増収となりました。経常利益は、自動車保険の料率改定や新ノンフリート等級制度導入による事故率の低下などにより損害率が低下したことに加え、事業費率が低下したこともあり、前年同期に比べ増益となりました。

銀行事業　　：顧客の活発な外貨取引を背景に外国為替売買益が増加したこと、および住宅ローン残高の積み上がりにより貸出金利息が増加したことにより、経常収益は前年同期に比べ増収となりました。経常利益は、市場関連取引にかかる利益が改善したこともあり、前年同期に比べ増益となりました。

なお、平成 26 年３月期の連結業績予想については、平成 25 年５月９日に公表しました数値から変更ありません。

【ご参考】

	実績　平成 25 年３月期 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)	**予想　平成 26 年３月期 (平成25年4月1日 ～平成26年3月31日)**
経　常　収　益	12,590 億円	**12,220 億円**
経　常　利　益	792 億円	**690 億円**
当 期 純 利 益	450 億円	**370 億円**
1　株 当 た り 当 期 純 利 益	103.60 円	**85 円**

また、当社は本日、「【参考開示】米国会計原則に基づく主要業績数値」を当社ホームページに公表しておりますので、あわせてご覧ください。
当社ホームページ URL：http://www.sonyfh.co.jp/web/ja/financial_info/results/sfh_fy2013_2q_02.pdf

本決算速報に記載されている情報は、現時点で入手可能な情報を元に作成した速報値であり、確定値ではありません。平成 25 年 11 月 15 日に発表を予定しております平成 26 年３月期第２四半期連結累計期間（平成 25 年４月１日～平成 25 年９月 30 日）の決算数値は、様々な要因により、本速報値と大きく異なる可能性があります。

当社の連結業績※は、日本の会計基準に準拠して作成しており、その会計基準は、当社の親会社であるソニー株式会社が開示する連結業績の準拠する米国の会計原則とは異なります。

※当社の連結業績の範囲には、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、株式会社スマートリンクネットワークならびに、持分法適用会社としてソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社および SA Reinsurance Ltd. が含まれております。なお、当社の平成 25 年３月期第２四半期の連結範囲には、Sony Life Insurance (Philippines) Corporation*1、およびソニーバンク証券株式会社*2が含まれております。
*1 平成 24 年 12 月６日付で、全株式譲渡により連結範囲から除外。
*2 平成 24 年８月１日付で、全株式譲渡により連結範囲から除外。

また、ソニー株式会社は平成 25 年 10 月 31 日に 2013（平成 25）年度第２四半期（平成 25 年７月１日～平成 25 年９月 30 日）の業績を発表する予定です。なお、当社の連結範囲とソニー株式会社がソニーグループの金融分野と位置付ける範囲について、2012 年度（平成 25 年３月期）までは相違がありましたが、2013 年度（平成 26 年３月期）は同一です。

注意事項

将来の業績に関する見通しは、将来の営業活動や業績、出来事・状況に関する説明における「確信」、「期待」、「計画」、「戦略」、「見込み」、「予測」、「予想」、「可能性」やその類義語を用いたものには限定されません。口頭または書面による見通し情報は、広く一般に開示される他の媒体にもたびたび含まれる可能性があります。これらの情報は、現在入手可能な情報から得られた当社の経営者の判断に基づいています。実際の業績は、様々な重要な要素により、これら業績見通しと大きく異なる結果となりうるため、これら業績見通しのみに全面的に依拠することは控えるようお願いします。また、新たな情報、将来の事象、その他の結果にかかわらず、常に当社が将来の見通しを見直すとは限りません。当社はそのような見直しの義務を負いません。

以　上

（お問い合わせ先）
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社　広報・IR 部
電話（03）5785－1074
E-mail：　press@sonyfh.co.jp
（ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社のホームページ）
http://www.sonyfh.co.jp/

【参考資料】

■　日本会計基準と米国会計原則の差異について

当社は、日本の会計処理の原則ならびにその手続および表示方法（以下「日本会計基準」）および保険業法に準拠して決算手続きを行っており、当社の親会社であるソニー株式会社の準拠する米国会計原則とは、いくつかの点で異なっております。これらのうち、当社における主な相違は以下のとおりです。

(1) 生命保険事業における保険料収入の収益認識基準について

米国会計原則においては、伝統的保険商品は保険料払込期日の到来した保険料が収益として認識され、投資契約あるいはユニバーサル保険に分類される契約は契約者から払い込まれた保険料のうち預かり金に相当する金額以外が収益として認識されます。日本会計基準においては、契約者から払い込まれた保険料がそのまま収益として認識されます。

(2) 生命保険事業における資産運用損益の認識基準について

資産運用損益の認識に関して、日本会計基準と米国会計原則の差異は、主に運用実績が直接保険契約者に帰属する特別勘定※において生じます。米国会計原則においては、損益の純額が収益として計上される一方、日本会計基準においては、特別勘定※の運用損益が利益の場合は経常収益として計上され、損失の場合は経常費用として計上されます。

※ 特別勘定とは、日本会計基準における分類です。

(3) 保険事業における責任準備金（保険契約債務等）について

将来の保険金支払いに必要な責任準備金（保険契約債務等）に対する積み立て（引当て）の基準になる算定根拠が日米間で異なるため、当期損益に差異が生じます。日本においては、保険業法により将来の保険金などの支払いに備えて、監督当局が定める積立方式および計算基礎率を用いて責任準備金を積み立てることが定められております。一方、米国会計原則においては、保険契約締結時の将来の資産運用利回り、死亡率、罹病率および脱退率等についての予想値に基づき算出されております。

また、変額保険契約などにおける最低保証部分にかかる債務については、日米間で対象となる保険契約が異なることも、当期損益に差異が生じる原因となります。

(4) 新契約獲得費用の繰延･償却について

生命保険事業および損害保険事業における新規保険契約の獲得費用は、日本では、すべて発生年度の費用として処理されますが、米国会計原則では繰延処理され、通常、当該保険契約の保険料払込期間にわたって保険契約債務等の算定と共通の計算基礎を用いて按分償却されます。変額保険等の保険契約に関する繰延処理については、見積粗利益に比例して償却されます。見積粗利益については、株式相場の著しい変動などにより、計算基礎となる前提条件に重要な変化が生じる場合においても見直しを行います。

なお、米国会計原則において繰り延べの対象となる新規契約費用は、保険契約募集手数料（費用）、診査および調査費用等、保険契約の新規獲得および更新に直接関連する費用のうち回収できると認められるものです。

(5) 危険準備金について

日本においては、保険業法により、将来の保険金支払いなどを確実に行うため、将来発生することが見込まれるリスクに備え、危険準備金を積み立てることが義務付けられています。このリスクには、予定死亡率より実際の死亡率が高くなり、保険金等の支払いによって損失が発生するリスク（保険リスク）、資産運用による実際の利回りが予定利率を確保できないリスク（予定利率リスク）、変額保険や変額年金保険などにおける死亡保険金額や年金額を最低保証するものについて実際の運用成果が保証額を下回るリスク（最低保証リスク）などがあります。危険準備金は、リスクごとに積立基準および積立限度が定められており、それぞれのリスク対応において取り崩すことができます。なお、危険準備金は、責任準備金の一部として貸借対照表に計上されます。

米国会計原則ではこのような法律による準備金の積立は要求されておりません。

(6) 異常危険準備金について

日本においては、保険業法により、異常災害による損害のてん補に充てるため、損害保険会社が収入保険料等を基礎として計算した金額を積み立てることが義務付けられています。異常危険準備金は、巨大災害等の広範囲なリスクを対象とする損害保険事業の特性を考慮して、単年度では大数の法則が機能しない危険に対する備えであり、異常災害が発生した年度に取り崩します。なお、異常危険準備金は、責任準備金の一部として貸借対照表（B/S）に計上されます。

米国会計原則ではこのような法律による準備金の積立は要求されておりません。

(7) 価格変動準備金について

日本においては、保険業法により、価格変動により損失が発生する可能性が高い資産（国内株式、外国株式、邦貨建債券、外貨建債券、外貨建預金、外貨建貸付金など）について、価格変動準備金を積み立てることが義務付けられています。価格変動準備金は、資産ごとに積立基準および積立限度が定められており、資産の売買・評価換えなどによる損失が利益を上回る場合、その損失をてん補するために取り崩すことができます。

米国会計原則ではこのような法律による準備金の積立は要求されておりません。

(8) 外貨建取引について

当社グループにおいては、銀行事業で外貨建取引の大半が発生しております。日本会計基準において、外貨建取引による資産および負債は、原則として決算時の為替相場にて円換算し、換算差額は為替差損益として損益計算書へ計上します。このため、銀行事業における外貨預金（負債）から発生する換算差額と、その見合い運用の一部である外貨建売却可能債券（資産）から発生する換算差額は、いずれも損益計算書へ計上することにより両者の損益が相殺されます。一方、米国会計原則では、外貨預金（負債）から発生する換算差額は損益計算書へ計上しますが、外貨建売却可能債券（資産）から発生する換算差額については、有価証券価格の変動額と合わせて純資産直入するため、償還・売却時までは損益計算書へは計上されません。すなわち米国会計原則では、資産サイドと負債サイドで換算差額の処理が異なるため、負債サイドから生じる為替変動による為替差損益が、当期利益に対して日本会計基準以上に影響を与えることとなります。

(9) 複合金融商品（組込デリバティブを含む金融商品）の会計処理について

米国会計原則における複合金融商品の会計処理は、当該金融商品を一体として評価する場合には、保有区分にかかわらず、当該金融商品全体に対して時価評価し、評価損益を損益計算書へ計上します。一方、日本の会計基準では、保有区分に応じた評価方法がとられます。したがって、日米の会計基準の差異により、評価損益額や売却損益額、減損額に差異が生じます。